



別紙様式第2号（第3関係）

令和2年1月22日

奈良市議会議長 森田 一成 様

回答者 奈良市長 仲川 元 庸



文書質問回答票

奈良市議会基本条例第21条第1項の規定に基づく松下幸治議員の文書質問について、次のとおり回答します。

質問事項	<p>インフルエンザ対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ①インフルエンザ対策における労務管理 ②同時多発的危機時における業務継続計画等 ③インフルエンザ感染拡大防止策の実施状況 ④インフルエンザ感染拡大防止など医療政策上で有効とされる口腔ケアの推進
回答内容	<p>①ご指摘のとおり、一般社団法人日本感染症学会提言～抗インフルエンザ薬の使用について～の中でも、「インフルエンザはセルフリミテッド（自然治癒が可能）な疾患であり、対症療法のみで軽快することもしばしば認められ、リスクを持たない若年者では、全ての患者に抗ウイルス薬を投与する必要はないとする考えもあり、発症後の日数が経過している場合や、既に症状が軽快傾向であるならば、経過観察となる場合もあります。海外では、従来、抗インフルエンザ薬は重症例や入院例において、致死率を抑制する目的で投与されてきた。」とあります。</p> <p>しかしながら、同提言の中で「留意すべき点は、海外では、医療コストと政策上の制約のために早期治療が行えず、多くの場合、重症例への投与に限定されている。」という点があり、また、「抗インフルエンザ薬の早期治療による、症状緩和、罹病期間の短縮は、これまでの報告により、確認されており、日本では、症</p>



状緩和の目的で軽症の外来患者から投与され、それが結果として、重症化や入院の必要性の抑制につながってきたという背景があり、早期治療が、入院防止、下気道感染症合併防止に有効なことも報告されている。」とあります。

よって、健康管理の観点から本市といたしましても、同学会や厚生労働省が推奨するように、インフルエンザの治療については、原則として早期診断、早期治療を推奨するところです。

一方、労務管理の部分では、病気休暇は有給の休暇であり、公務員には職務専念義務があるという観点から、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に限定した取扱いを行うべき休暇制度であるという趣旨も尊重しなければなりません。

その「やむを得ない」と認める判断は、所属長が慎重に行う必要がありますが、自己申告のみで病気休暇を認めてしまうとなると、例えば、本人はインフルエンザであると思いきみ医療機関を受診せず安静に努めていたが、実はもっと重篤な病気であり、かえって治療の遅れにつながってしまったということにもなりかねません。また、仮にインフルエンザではなく勤務すべき状態であるにもかかわらず、病気休暇を認めることは、職務専念義務に違反するものとなり得ます。

本市の病気休暇制度の取り扱いでは、平成18年に不適正な運用と管理体制の不十分さから不祥事に発展したことがあり、当時、奈良市職員病気休暇検討委員会を設置するなど、制度の適正運用を図ってきた経過もありますことから、病気休暇を取得し療養に専念する意思があるのであれば、症状が認められた時点で、早期に医療機関を受診し、医師の診断書によって勤務しないことが相当であるのか否かを明確にすることは、一定の合理性がある方法であり、結果として早期治療・早期公務復帰につながるものであると考えますので、労務管理の観点からも、引き続き、現在の運用を継続していくこととするものです。

なお、平成31年3月定例会で述べました議論の余地については、現状の診断書を添えた休暇願を3日以内に提出する運用につ

いて、インフルエンザ等の感染症に罹患した場合には、治癒後職場復帰に至った時点での提出を認めることが現実的ではないかと考えております。

②同時多発的危機時における業務継続計画等

本市においては、災害対応として奈良市地域防災計画、奈良市業務継続計画等を、新型インフルエンザ対応として奈良市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しています。

大規模災害と新型インフルエンザの感染拡大が同時に発生した場合については、被災・感染エリア、程度、復旧や収束の状態など、想定される状況は様々であり、両方を合わせた計画の策定ではなく、その時点の状況に応じて、市民の生命、財産、健康を守るための最適な方策を、それぞれの計画をもとに展開をしていくものと考えています。

④インフルエンザは、飛沫や接触によりウイルスが粘膜に付着し、体内に侵入して増殖することで発症します。

議員のご主張と同様の研究があることは承知しておりますが、さらに科学的な研究が進み、今後、有効性が解明されるものと認識しております。

いずれにいたしましても、口腔内を清潔に保つことは、インフルエンザに限らず、他の疾病予防に有効であると考えております。

(担当部局：総合政策部 人事課、危機管理監 危機管理課
健康医療部 保健予防課)

受理日 令和2年 1 月 22 日